



75歳以上の方のお出かけを応援します

高齢者
外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

助成額および有効期限

- ①お一人につき、1冊目は年間1万2000円分を助成券で交付します。
- ②2冊目以降は同様のものを、1万円で販売します。
- ③利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から2020年3月末までです。



対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方(昭和20年4月1日以前に生まれた方)



ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡しく下さい。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。

■タクシー会社

御坊第一交通	☎63・2002
川上タクシー	☎24・0200
中紀河南タクシー	☎24・1001
港タクシー	☎65・3100

愛あいケアタクシー	☎20・1090
印南交通	☎42・0105
南部タクシー	☎0739・72・2133
介護タクシーふくしん	☎20・5272

■バス会社

御坊南海バス	☎22・1020
--------	----------

中紀バス	☎65・2222
------	----------

野焼きは法律で禁止されています

「近所でごみを燃やして、煙で困っている」「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入っている」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となっています。

ドラム缶・ブロック囲い・素ぼりの穴を利用したものや、法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められています。焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。



難聴児の補聴器 購入費を助成します

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の中・軽度の難

聴児(両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満)を対象に、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入に要

本人通知制度について

日高町に住民登録や本籍のある方などが事前に登録することにより、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を、本人などの代理人や第三者に交付した場合に、その交付の事実を通知する制度です。



●制度を利用するには

本町に住民登録や本籍がある方、もしくは過去にあった方が、住民福祉課へ「日高町本人通知制度事前登録申請書」を提出することで利用できます。

する費用の一部を助成します。

助成額は原則、基準額の3分の2です(非課税世帯は全額)。

申請には医師の意見書や見積書等が必要です。購入を検討される方は、事前に住民福祉課(☎63・3800)まで。



●申請に必要な物

本人であると確認できる書類と印鑑が必要です。

※代理人が申請する場合は、代理人であることを証明する書類

●登録の期間

これまでは、申請を受け付けた日の翌日から3年間で登録期間となっていました。平成30年4月1日から廃止になりました。

●本人通知の対象となる証明書

住民票や戸籍に関する証明書 ※一部、制度の対象外となる場合もあります。

●通知内容

交付年月日、証明書の名称、交付請求者の種別等

●開示請求について

第三者への住民票の写し等を交付した内容について、日高町個人情報保護条例の範囲内で、本人が開示請求することができます。

ひとり親家庭 医療費受給者証の 更新手続きについて

ひとり親家庭医療費受給者証の有効期限が10月31日までとなつていきます。更新がまだお済みでない方は、お確かめのうえ、手続きをお願いします。

※手続きが必要な方には、10月中旬に役場から更新の案内をお送りしています。



人権講演会の開催 について

11月19日(火)、午後1時30分から、中央公民館で日高町人権尊重推進委員会主催で、人権講演会が開催されます。

講師は、命・人権・子ども・高齢者・戦争などをテーマに、全国で1,000回以上講演されている『いのちの講演家』岩崎順子さんです。

日高町 身体障がい者福祉遠足

町内の身体障がい者のみなさまにご参加いただき、健康増進と親睦を深める目的で、福祉遠足を開催します。

お誘い合わせのうえ、多数ご参加いただきますようご案内します。

●とき 令和元年11月12日(火)

10時30分～14時30分(予定)

●ところ 温泉館「海の里」

●対象 身体障害者手帳をお持ちの方

※弁当は主催者をご用意します

お申込みは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。

今回は、「大切な人だからこそ言えない言葉つてありますよね」をテーマに講演いただきます。

入場は無料です。心が、ほっこりするお話を聞いてみませんか。

